

都市計画道路の見直しに関する都市計画説明会

相模湖津久井都市計画道路 3・6・1号相模原与瀬線

日時・場所

令和8年9月7日(月) 相模湖総合事務所



- 1 都市計画道路の見直しについて
- 2 都市計画変更の素案の内容について
- 3 都市計画手続の流れについて

都市計画道路とは

- ◆ 都市計画道路は、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市活動を支えている根幹的な施設であり、都市計画法に基づき定める道路です。
- ◆ 道路として必要な区域をあらかじめ都市計画に定めることにより、長期的な視点で計画的に整備することができます。



都市計画道路の機能

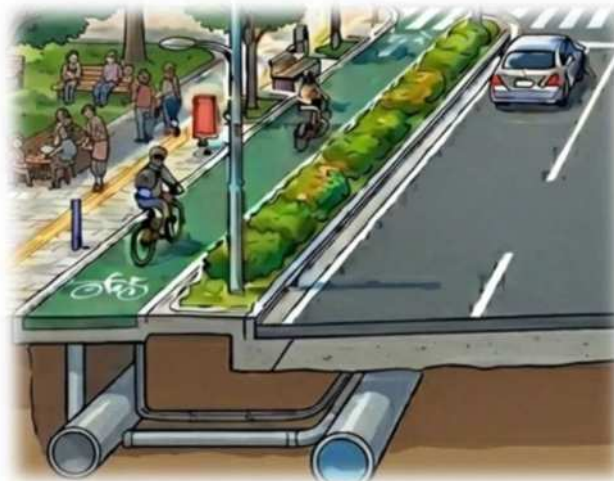
交通機能

- ◆ 人や物資の通行空間としての機能
- ◆ 円滑な移動や出入り・駐停車などの機能



空間機能

- ◆ 景観や日照などの都市環境保全のための機能
- ◆ 火災の延焼拡大を防止する都市防災機能
- ◆ 地下に上下水道等を収容する機能



市街地形成機能

- ◆ 都市の骨格や街区を形成する機能
- ◆ 人々が集い、遊び、語らう日常コミュニティー空間



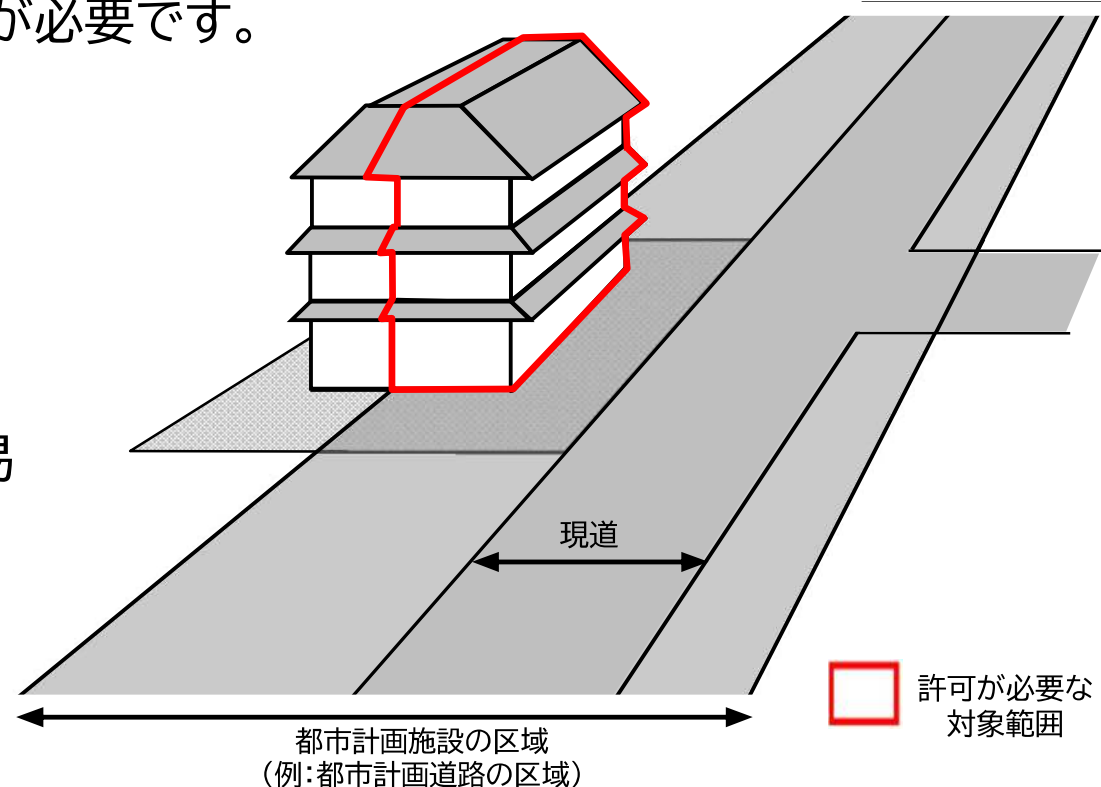
都市計画道路の区域内における都市計画法に基づく建築制限について

都市計画道路は、将来において円滑な整備を行うため、建築に一定の制限があります。

都市計画道路の区域内で、建築を行う場合、都市計画法第53条に基づく手続きが必要です。

許可の条件

- ✓ 3階建て以下であること
- ✓ 地下を有しないこと
- ✓ 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるもの。



本市の都市計画道路

都市計画道路**74路線** 延長約**177.8km** 令和8年4月1日時点の整備率**77.1%**

都市計画道路の経過

- 昭和24年 2路線(相模湖津久井都市計画区域)
- 昭和31年 27路線(相模原都市計画区域)

- 昭和40年代～ 高度経済成長期

大幅な人口増加、市街地の拡大、**交通量の増大**

都市間・地域拠点間の**連携強化**

面的な市街地整備の推進

時代の変化等に合わせて都市計画道路の追加・変更

社会情勢の変化・地域の事情等

課 題

長期間未整備の都市計画道路が存在

➡建築の制限が継続

都市計画道路の見直しの必要性について

背景

都市計画決定後、長期間未着手の都市計画道路が存在

1 回 目

国

平成14年8月 国土交通省 社会資本整備審議会の答申

➤ 都市計画道路について、必要な見直しを早期に実施する方針

県

平成18年3月 「都市計画道路見直しのガイドライン」を策定

市

長期間未着手の都市計画道路を対象に、実現性や必要性の再検証を行う必要

平成25年3月 「都市計画道路見直しの方針」を策定

2 回 目

国

平成29年12月 国土交通省 都市計画基本問題小委員会

➤ 人口減少等の社会経済情勢の変化や目指すべき都市構造に対応した都市計画道路であるか再検証が求められる。

県

平成30年～ 2回目の都市計画道路の見直しを開始

市

令和2年3月 「相模原市都市計画マスタープラン」の改定
「相模原市立地適正化計画」の策定

人口減少等の社会経済情勢の変化や目指すべき都市構造に対応しているか再検証

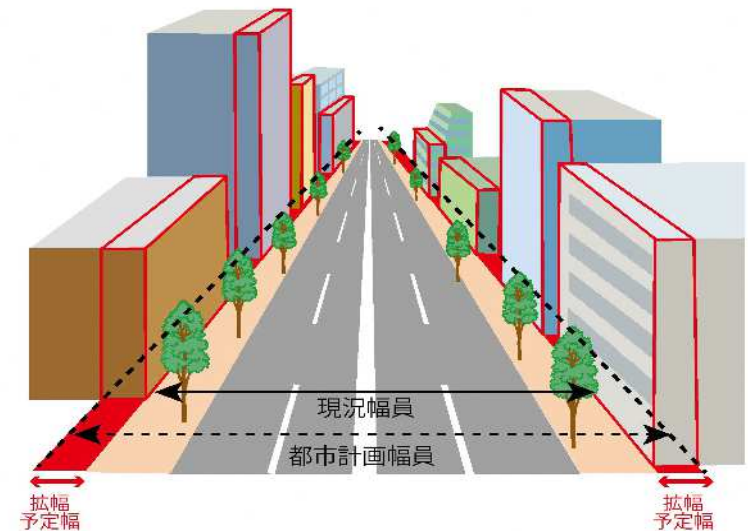
令和4年3月 「都市計画道路見直しの方針」を策定

「都市計画道路見直しの方針」について

- ◆ 平成25年3月の方針では、都市計画決定後、20年以上未着手となっている幹線街路を対象として検証し、**5路線(延長約6.4km)の都市計画道路の変更又は廃止を完了**しました。
- ◆ 令和4年3月の方針では、20年以上未着手となっている路線(長期未着手路線)や、概成済路線を対象として検証した結果、**見直し候補路線として3路線(長期未着手路線1路線、概成済路線2路線)を抽出**し、今後都市計画変更を予定しています。

	見直し対象路線	見直し候補路線	見直し状況
1回目の方針 (平成25年3月)	・都市計画決定後、20年以上未着手となっている幹線街路	5路線 (約6.4km)	都市計画の変更又は廃止を実施済み
2回目の方針 (令和4年3月)	・都市計画決定後、20年以上未着手となっている路線(幹線街路、区画道路、特殊道路) ・概成済区間を有する路線	3路線 (内訳) 長期未着手1路線 概成済2路線	今後、都市計画変更予定

<概成済区間のイメージ>



おおむね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員の整備が完了している区間

1 都市計画道路の見直しについて

8

令和4年3月「都市計画道路見直しの方針」における検証結果



案件名

相模湖津久井都市計画道路3・6・1号相模原与瀬線の変更

変更理由

令和4年3月策定の「都市計画道路見直しの方針」において、長期未着手の区間について、道路構造や将来交通量等を踏まえて検証した結果、道路構造令に基づき必要な幅員を満たすことから、現在の道路幅員に合わせた都市計画変更を行うものです。

また、当該路線の全ての区間について、車線の数を決めるものです。

変更の内容

● 幅員の変更(一部区間)

相模湖駅前から国道20号までの約60mの区間について、都市計画決定している幅員には満たないものの、既に整備されており、道路構造令に基づき必要な幅員を満たしていることから、現在の道路幅員に合わせて変更します。

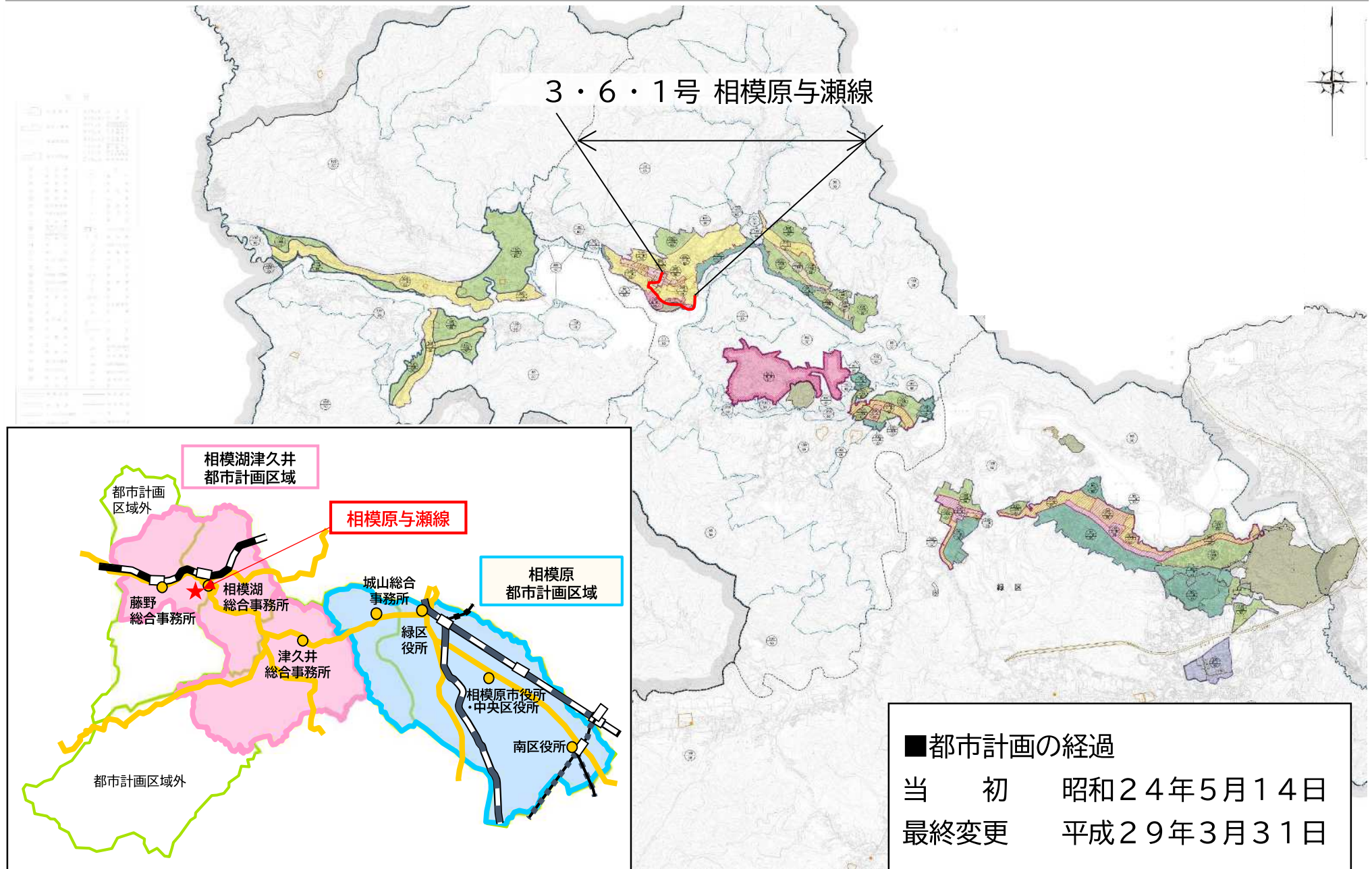
● 車線の数決定(全区間)

都市計画法施行令等の改正に伴い、全区間において車線の数(2車線)を決定します。

2 都市計画変更の素案の内容について

11

位置図



位置図



2 都市計画変更の素案の内容について

13

現地写真

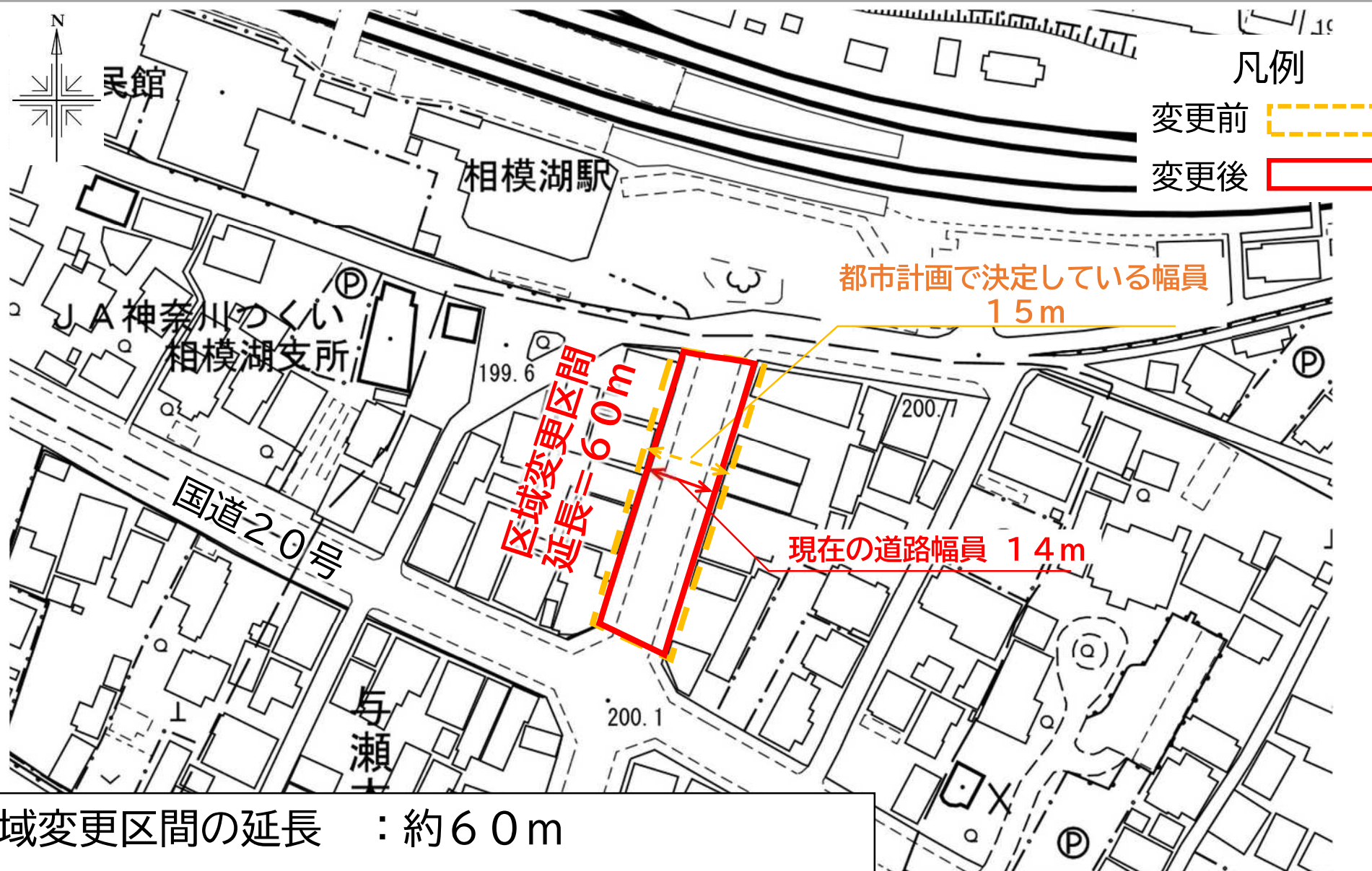
全景



2 都市計画変更の素案の内容について

14

幅員の変更(一部区間)



区域変更区間の延長 : 約60m

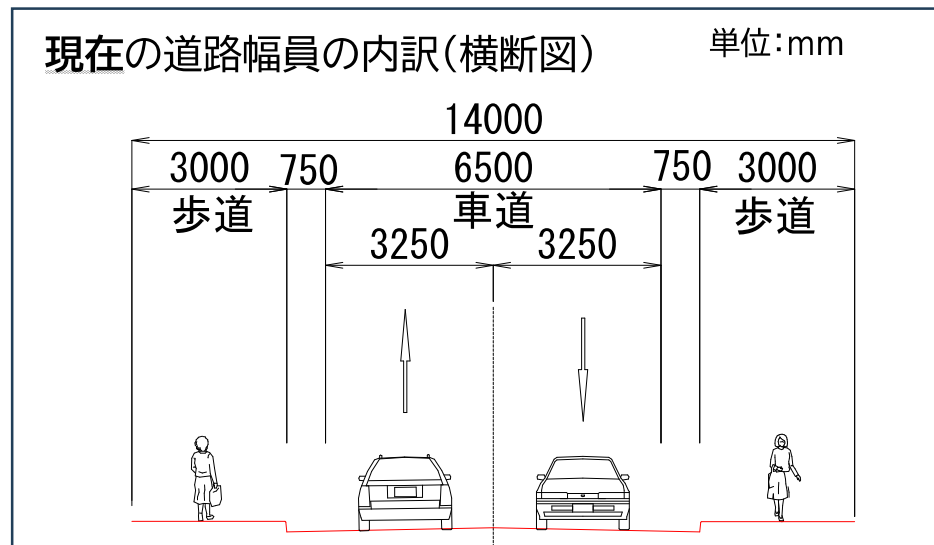
変更する幅員 : 15m ⇒ 14m

幅員の考え方

- 既に都市計画決定している計画幅員、現在の道路幅員(現道幅員)及び現在の道路構造令に基づき必要な幅員(評価幅員)を比較した上で、現道幅員が評価幅員を満たす場合は、現道幅員に合わせて都市計画道路の区域を変更できると判定しました。

項 目	計画幅員	現在の道路幅員 (現道幅員)	道路構造令に基づき必要な幅員 (評価幅員)
幅 員	15.0m	14.0m	13.5m

現道幅員に合わせた都市計画変更を支障なし



車線の数決定

平成10年11月20日の都市計画法施行令及び施行規則の改正に伴い

道路に関する都市計画に定める事項に、「**車線の数**」が追加

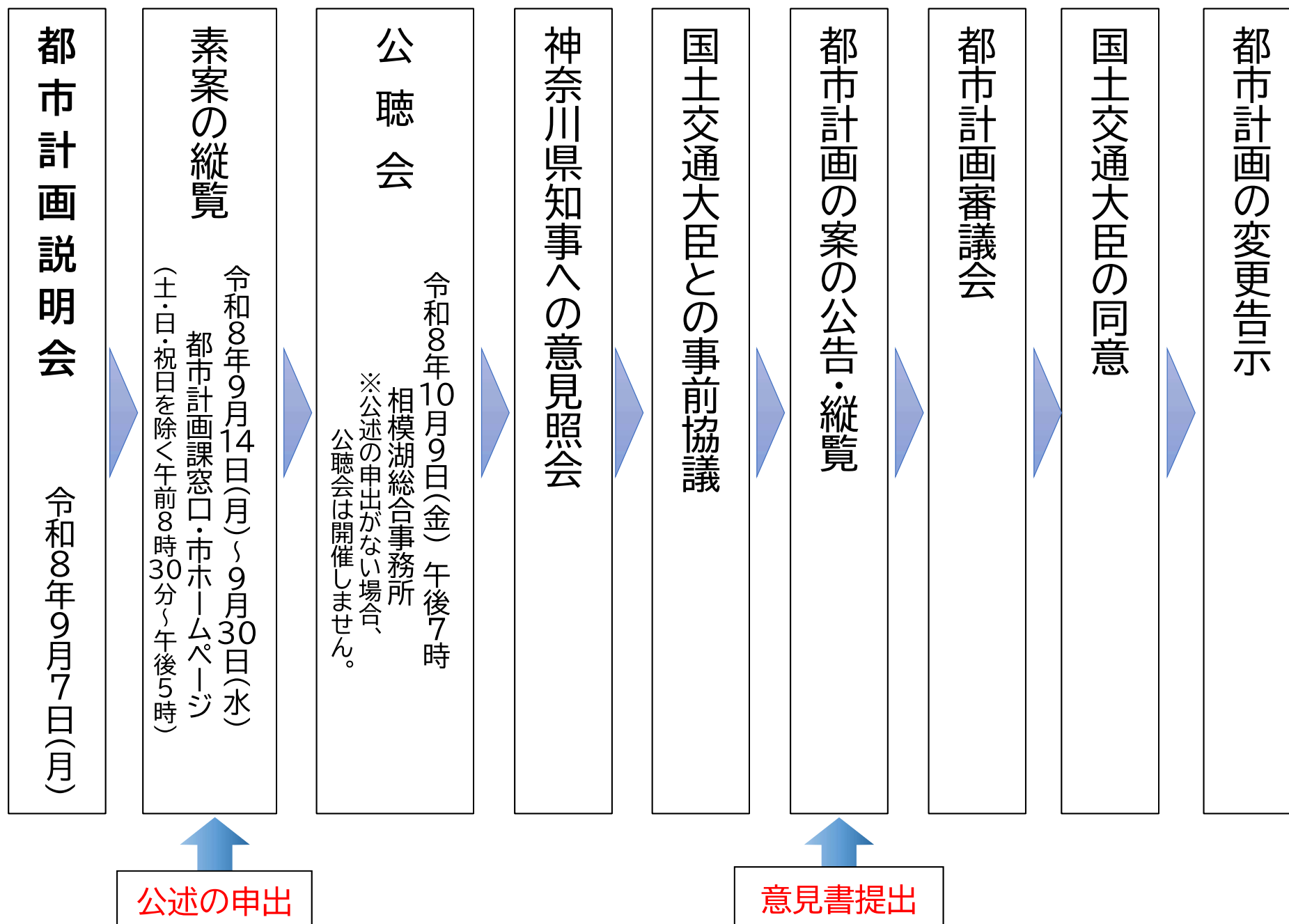
➤ 既に決定している道路については、改正後初めての都市計画変更の際に定める。

平成29年3月の都市計画区域の名称の変更等の軽易な変更を除き、
改正後初めての都市計画変更

現況に合わせて、全区間「**2車線**」として車線の数決定

【新旧対照表】

新旧	種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の 構造	
新	幹線 街路	3・6・1	相模原 与瀬線	相模原 市緑区 与瀬本 町	相模原 市緑区 与瀬字 月夜野	相模原 市緑区 与瀬	約1,190m	地表式	2車線	8m	幹線街路と平面交差 1箇所	
旧	幹線 街路	3・6・1	相模原 与瀬線	相模原 市緑区 与瀬本 町	相模原 市緑区 与瀬字 月夜野	相模原 市緑区 与瀬	約1,190m	地表式		8m	幹線街路と平面交差 1箇所	



素案の縦覧

- 次のとおり、素案の縦覧を行います。

縦覧期間	令和8年 9月14日（月）～ 9月30日（水）
縦覧場所 受付時間	相模原市役所 第1別館4階 都市計画課 受付時間：午前8時30分～午後5時 （土・日・祝日を除く）
	9月14日（月）から、市ホームページでも都市計画素案をご覧になれます。 トップページ > 市政情報 > まちづくり・環境 > まちづくり > 都市計画・都市再生・再開発・区画整理 > 手続き中の都市計画案件について https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/toshikeikaku/1015613/index.html

公述の申し出の受付

- 本市に住所を有する方や利害関係人は、公聴会の場で御意見を述べたい場合は、「書面の提出」又は「電子申請」のいずれかの方法により、公述の申し出ができます。

受付期間	令和8年9月14日（月）～9月30日（水）
申出方法 （右記①、②のいずれか）	①書面の提出（郵送又は直接窓口へ） 「公述申出書」に「氏名」、「住所」、「公述意見の要旨」など所定の事項を記載し、期限内必着で都市計画課へ郵送又はお持ちください。 【提出先】 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 都市計画課 ※「公述申出書」の様式は、都市計画課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。 ※お持ちいただく場合の窓口受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く） ※ファクスやEメールでは受付をできませんのでご注意ください。 ※9月30日（水）午後5時必着 ②電子申請 9月14日（月）から、電子申請サービス（Logoフォーム）をご利用ください。 https://logoform.jp/form/oWjU/1685261 ※右記の二次元コードからも申請することができます。 ※申請期間 9月14日（月）午前8時30分～9月30日（水）午後5時まで ※上記の時間内に申請手続を完了させてください。 ※文字数や機種依存文字など制限がありますので、ご注意ください。



公聴会

- 公述の申し出があった場合、公聴会を開催します。

日 時	令和8年10月9日（金）午後7時から
会 場	相模湖総合事務所 大会議室

※公聴会を中止する場合は、9月30日（水）以降、市ホームページでお知らせします。

問合せ先

《都市計画の手続に関するお問い合わせ先》

都市計画課

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本庁舎 第1別館4階

電話：042-769-8247

《相模原市ホームページ 手続中の都市計画案件のURL》

トップページ＞市政情報＞まちづくり・環境＞まちづくり
＞都市計画・都市再生・再開発・区画整理＞手続き中の都市計画案件について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/toshikeikaku/1015613/index.html>

